

第26回 東京都障害者就労支援協議会 東京労働局資料

資料2

P1 1 全国の雇用失業情勢

P2 2 都内ハローワークの障害者職業紹介状況

P3 3 民間企業の障害者雇用状況

P4 4 東京の障害者雇用企業規模別不足数

P5 5 障害者の就労パスポート

P6 6 障害者雇用促進法一部改正について

P7 7 中小事業主認定制度について

令和2年1月17日(金)

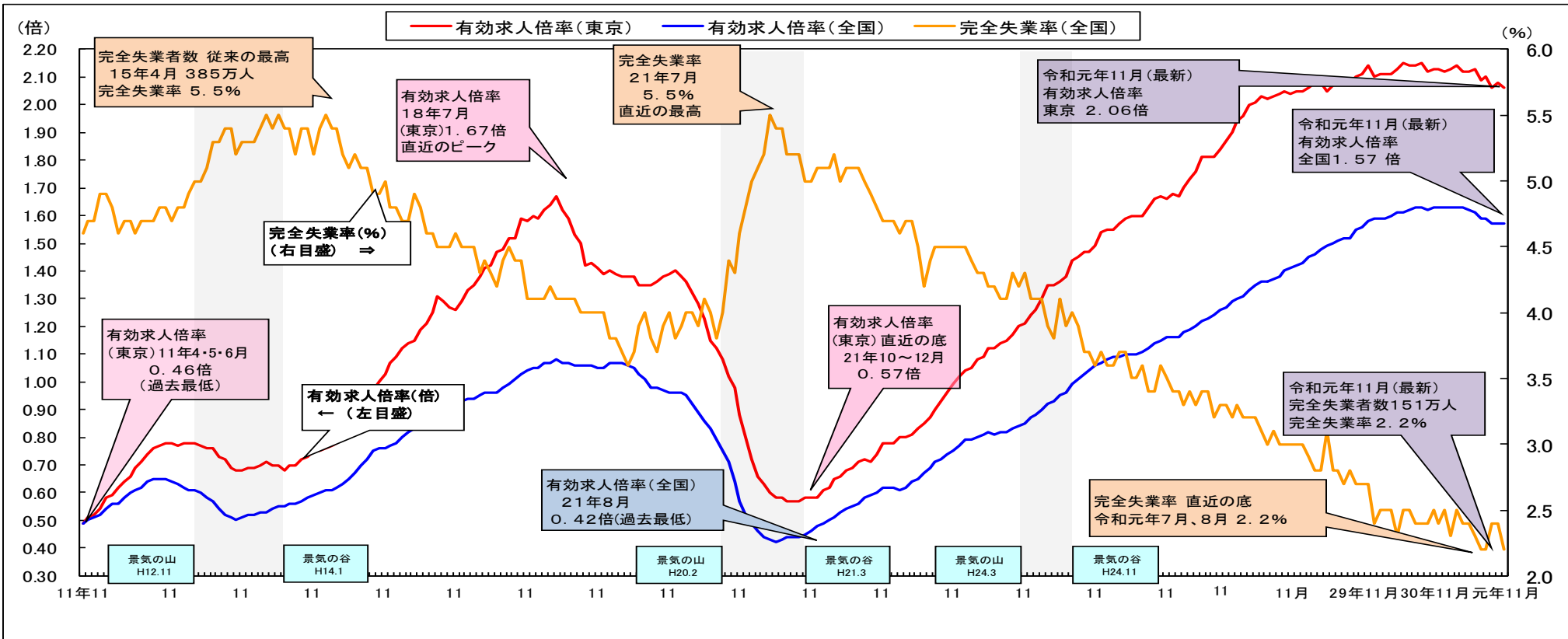
全国の完全失業率と有効求人倍率の動向

全国の雇用失業情勢(令和元年11月)

【雇用情勢は、改善している】(内閣府:月例経済報告R1.11.より)

- 全国の完全失業率(季調値)※は2.2%で、前月より0.2ポイント低下。(前月2.4%)
- 全国の有効求人倍率(季調値)は1.57倍で、前月と同水準。(前月1.57倍)
- 東京の有効求人倍率(季調値)は2.06倍で、前月より0.02ポイント低下。(前月2.08倍)
- 日銀短観(12月調査、対比は前回9月調査)の業況判断(「良い」-「悪い」)は、全規模全産業で(8→4)となった。(単位:%ポイント)
- 日銀短観の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)の増加傾向は(-32→-31)であった。(単位:%ポイント)
- 全国の企業倒産件数は728件で、前年同月比1.3%増加、3か月連続で前年同月を上回った。
- 東京都の企業倒産件数は135件で、前年同月比0.7%増加となり、4か月ぶりに前年同月を上回った。

【完全失業率と有効求人倍率の動向】



(資料出所)内閣府「月例経済報告」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、(株)東京商工リサーチ「東京の企業倒産状況」・「全国企業倒産状況」(負債総額1,000万円以上の倒産を集約) 毎年1月に季節調整値替えが行われる。

※平成23年3月~8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値として記載している。また、平成23年9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果である。詳細は総務省「労働力調査」をご覧ください。

東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況(障害種別別)

(単位:人)

	新規求職申込件数									
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
26年度	19,262	(2.0)	7,232	(▲6.5)	3,256	(0.8)	8,168	(11.6)	606	(0.7)
27年度	19,744	(2.5)	6,714	(▲7.2)	3,300	(1.4)	8,921	(9.2)	809	(4.1)
28年度	20,055	(1.6)	6,288	(▲6.3)	3,324	(0.7)	9,634	(8.0)	809	(0.0)
29年度	20,796	(3.7)	6,026	(▲4.2)	3,472	(4.5)	10,472	(8.7)	826	(2.1)
30年度	21,280	(2.3)	6,003	(▲0.4)	3,259	(▲6.1)	11,136	(6.3)	886	(6.8)
元年度	14,743	(▲0.4)	3,964	(▲3.9)	2,503	(▲2.9)	7,597	(1.2)	679	(14.9)

	就 職 件 数									
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他	
26年度	6,052	(2.3)	1,952	(▲9.5)	1,496	(0.1)	2,472	(15.0)	132	(16.8)
27年度	6,322	(4.5)	1,962	(0.5)	1,541	(3.0)	2,662	(7.7)	157	(18.9)
28年度	6,494	(2.7)	1,873	(▲4.5)	1,509	(▲2.1)	2,938	(10.4)	174	(10.8)
29年度	6,809	(4.9)	1,826	(▲2.5)	1,529	(1.3)	3,272	(11.4)	182	(4.6)
30年度	7,282	(6.9)	1,831	(0.3)	1,706	(11.6)	3,540	(8.2)	205	(12.6)
元年度	5,795	(7.5)	1,414	(8.6)	1,365	(▲4.7)	2,833	(12.8)	183	(25.3)

※ ()内は前年度比 ※ 元年度は4月～11月の取扱数

民間企業の障害者雇用状況(概要)

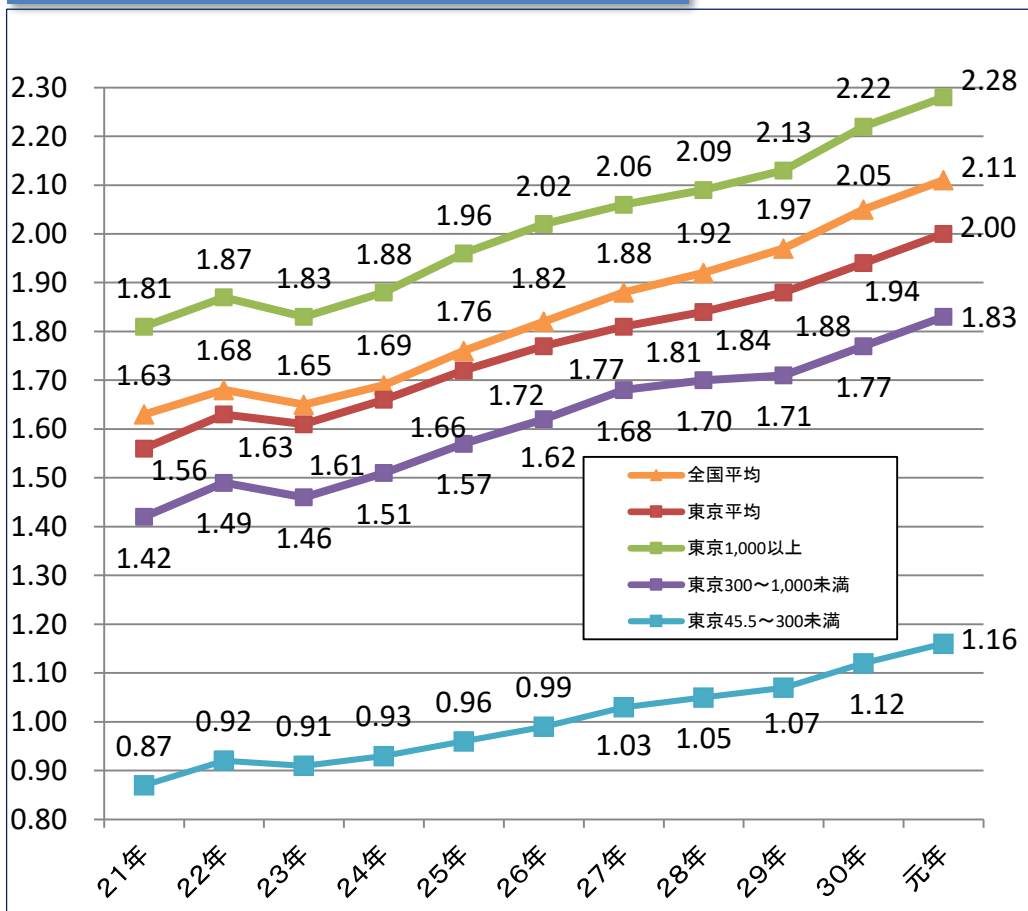
元年6月1日状況調査

令和元年12月25日公表

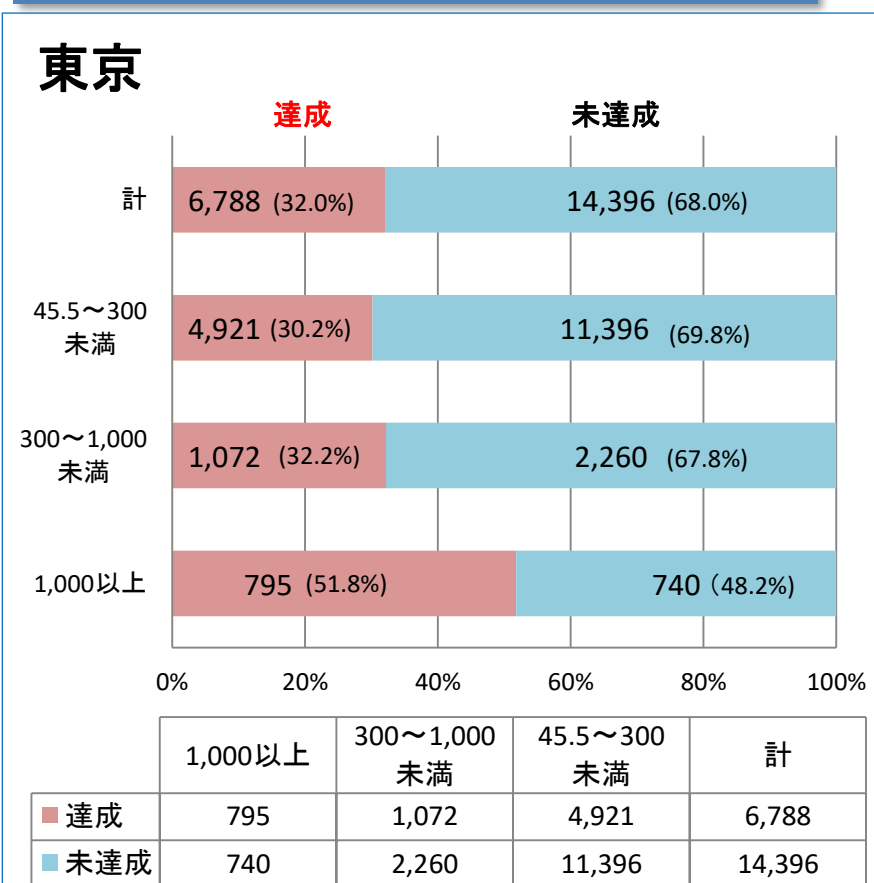
民間企業(法定雇用率2.2%)

	企業数(社)	算定基礎労働者(人)	障害者数(人)	実雇用率	前年比	達成企業割合	前年比
全国	101,887	26,586,238.0	560,600.5	2.11%	0.06P	48.0%	2.1P
東京	21,184	10,204,603.0	204,464.5	2.00%	0.06P	32.0%	2.4P

規模別雇用率の推移(東京)



法定雇用率達成/未達成状況(東京)



民間企業の障害者雇用状況 企業規模別不足数(東京)

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③ 障害者の数 が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	14,396 (100.0%)	7,696 (53.5%)	3,334 (23.2%)	1,477 (10.3%)	879 (6.1%)	861 (6.0%)	118 (0.8%)	27 (0.2%)	4 (0.0%)	7,987 (55.5%)
45.5-100人未満	6,384 (100.0%)	5,853 (91.7%)	531 (8.3%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	6,312 (98.9%)
100-300人未満	5,012 (100.0%)	1,439 (28.7%)	2,269 (45.3%)	904 (18.0%)	307 (6.1%)	93 (1.9%)	— —	— —	— —	1,654 (33.0%)
300-500人未満	1,228 (100.0%)	201 (16.4%)	245 (20.0%)	271 (22.1%)	262 (21.3%)	247 (20.1%)	2 (0.2%)	— —	— —	18 (1.5%)
500-1000人未満	1,032 (100.0%)	135 (13.1%)	192 (18.6%)	210 (20.3%)	198 (19.2%)	277 (26.8%)	20 (1.9%)	— —	— —	3 (0.3%)
1000人以上	740 (100.0%)	68 (9.2%)	97 (13.1%)	92 (12.4%)	112 (15.1%)	244 (33.0%)	96 (13.0%)	27 (3.6%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)

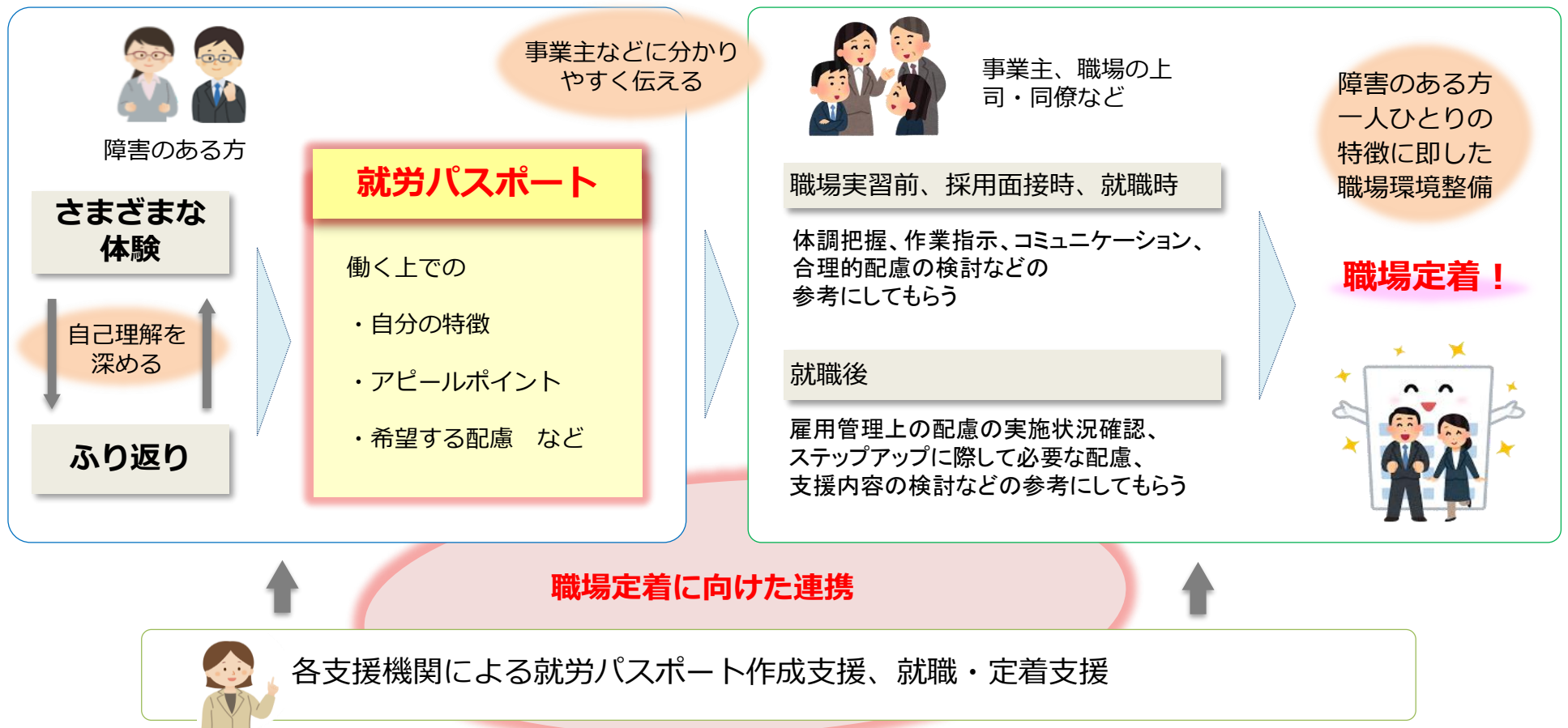
注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

障害者の就労パスポート

- 障害のある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲などは、障害のある方ご本人の意向によります。



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(1) 国及び地方公共団体に対する措置

- ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。

(2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下)を認定することとする。

2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

施行期日

平成32年4月1日(ただし、1. (1)①及び2. (1)については公布の日、1. (1)③④⑤並びに2. (2)及び(3)については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日)

具体的な認定基準

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上を得ること。（取組関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること。）
- ②実雇用率が法定雇用率を下回るものでないこと。（雇用不足数が0であること） ※雇用率カウント後に45.5人未満となる事業主は要件を満たす。
※特例子会社が申請する場合にあっては、グループ全体で法定雇用率を満たした（雇用不足数が0）事業主を対象とする。
- ③障害者（A型事業所の利用者は含まない。）を雇用していること。 ※A型事業所の利用者以外の障害者に関する取組状況を評価。
- ④障害者雇用促進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウト プット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点
			優良	1点
		②人材面	特に優良	2点
			優良	1点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点
			優良	1点
		④職務選定・創出	特に優良	2点
			優良	1点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点
			優良	1点
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点
			優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点
			優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点
			優良	1点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点
			優良	1点
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点
			優良	1点
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点			
成果 (アウトカ ム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点			
			優良	4点			
			良	2点			
		⑫定着状況	特に優良	6点			
			優良	4点			
			良	2点			
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点			
			優良	4点			
			良	2点			
		⑭キャリア形成	特に優良	6点			
			優良	4点			
			良	2点			
			成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
			情報開示 (ディスク ロージャー)	取組 (アウト プット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
優良	1点						
成果 (アウト カム)	⑯数的側面	特に優良		2点			
		優良		1点			
	⑰質的側面	特に優良		2点			
		優良		1点			
		情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)	
		合計の合格最低点				20点 (満点50点)	